

1 特定施設（法第2条第1項）

指定地域内において次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は、特定工場となり、振動規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要である。

番 号	施設名		規 模
1	金属加工機械	(イ)液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(ロ)機械プレス	すべてのもの。
		(ハ)せん断機	原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る。
		(ニ)鍛造機	すべてのもの
		(ホ)ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5 kW以上のものに限る。
2	圧縮機		原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		
4	織機		原動機を用いるものに限る。
5	(1)コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のものに限る。
	(2)コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10 kW以上のものに限る。
6	木材加工機械	(イ)ドラムバーカー	すべてのもの。
		(ロ)チップパー	原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 kW以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの。
10	鋳造型機		ジョルト式のものに限る。